

五霞町教育大綱

令和2年2月

五 霞 町

五霞町教育委員会

1 大綱策定の趣旨

平成26年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、平成27年4月から施行されました。

法改正の趣旨は、教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化や迅速な危機管理体制の構築、さらには町長と教育委員会との連携強化を図ることとされております。

そして、町長の教育行政に対する責任を明確化した上で、町長と教育委員会の連携のもと、より民意を反映した教育行政の推進を目的として、地域の実情に応じた総合的な教育に関する施策の大綱を策定するよう求めています。

こうしたことから、五霞町における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

2 大綱の位置付け

教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、平成28年2月に策定した五霞町教育大綱に、令和2年3月に策定する第6次五霞町総合計画（第Ⅰ期基本計画）を踏まえて改定するものです。

3 大綱の期間

第6次五霞町総合計画（第Ⅰ期基本計画）との整合性を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、教育を取り巻く状況の変化や施策の進展状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 基本目標

第6次五霞町総合計画（第Ⅰ期基本計画）の中であわせて策定した「五霞町教育振興基本計画」に基づき、児童・生徒の生きる力を育む教育内容や教育環境などを充実させるとともに、安全で安心のできる地域とともに歩む学校づくりに努めます。

また、町民が学習やスポーツ、文化芸術などの活動へ気軽に参加できる環境づくりと積極的に情報を発信し町民のコミュニティづくりを進めます。

さらには、本町の歴史や文化の保存、振興にも努めます。

5 基本方針

(1) 時代に対応した学校教育の推進

① 確かな学力・健やかな体・豊かな心の育成

(教育内容の充実)

児童・生徒一人一人に配慮しつつ個性を生かす教育を基本に、基礎的・基本的な学力の確実な習得と、豊かな感性を育む人間形成、健やかな体の育成を目指しながら、それぞれのバランスがとれた教育を推進します。

新学習指導要領を着実に実施するとともに、全国学力・学習状況調査の結果を活用して教育施策・指導の改善・充実を図り、児童生徒の確かな学力を育成します。

(道徳教育の推進)

道徳教育の推進や様々な体験活動、読書活動の充実を図り、児童生徒の自己肯定感・自己有用感を育成します。

(健康の推進)

健康の保持増進や薬物乱用防止教育等の保健体育の教科学習、学校における体育活動を通じてスポーツをする楽しさの気付きなど、児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成します。

(食育の推進)

児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、各教科を通じた食育と学校給食を活用した実践的な指導を行います。

(幼児教育の推進)

子供たちの年齢に応じた活動や教育が行われるように、町内の認定こども園における幼児の教育環境及び教育内容の向上の促進に努めます。

(保幼小中連携の促進)

幼児と児童の交流や教諭等の合同研修などを実施し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るとともに、小・中学校間の連携による一貫教育の取組を推進します。

② 新しい時代に活躍する人材の育成

各教科の指導において、ICT機器を積極的に活用し、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラルについての教育も推進します。

コンピューターに意図した処理を指示することを体験するプログラミング学習を行うことで、論理的に考える力を育成します。

小学生からの外国語教育の強化を図るとともに、地域の伝統・文化を学ぶことを通して異文化への理解を深め相互の文化を認め合う態度を養い、将来グローバルに活躍する人材を育成します。

③ 社会的自立を促す体験学習の推進

職場見学・職場体験を取り入れたキャリア教育を推進し、職業的自立に向けた能力・態度を育成します。

ボランティア活動や人権教育を通じて、地域社会の一員として自立を促します。

(2) 学校教育推進のための基盤づくり

① 持続可能な教育体制の確立

教員、事務職員、スクールカウンセラー等の多様な人材が連携・協働し、子供たちに必要な資質・能力を身につけさせることができるチームとしての学校の実現に取り組み、指導体制・指導環境の整備に努めます。

研修等の充実により教職員の資質能力の向上を図り、児童生徒の新しい時代に求められる資質・能力を育成するため、授業の工夫・改善を重ね、主体的・対話的で深い学びの実現に取り組みます。

いじめや不登校対策については、子供たちや保護者が持つ悩みや心配事に迅速かつ的確に対応し、学校、教育委員会、関係機関が連携し、相談・指導体制の充実を努め、子供たちの健やかな成長を支援します。

② 安心・安全な教育環境の確保

登下校時や校内において児童生徒が安全に過ごす環境づくりに取り組むなど、安全性を確保した教育環境の構築を図ります。

子供たちが安全で快適な学校生活が送れるよう、教材等の教育環境や教育施設の老朽化対策等整備の充実を計画的に行っていきます。

子供たちが同年代の多くの仲間との交流や切磋琢磨を通して成長できるよう、小・中学校を通した一貫教育を推進するとともに、小学校の統合を検討していきます。

③ 多様なニーズに対応した教育の支援

経済的な理由により就学が困難な児童生徒に対する援助を行います。

障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に十分に教育を受けられるよう、教育システムを構築し子供のニーズに応じて多様で柔軟な仕組みを整備します。

外国籍、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援や学習機会の確保に努めます。

(3) 生涯学習の充実と豊かな歴史文化の継承

① 家庭・地域の教育力の向上

社会性や人間性豊かな子供たちの育成を図るため、学校・家庭・地域や保護者間の連携を強化しながら、家庭教育学級の内容の充実に努めます。

青少年自身が、多様な交流や自主的活動を通じ積極的に地域社会活動に参加しながら、自立心や協調性、社会性などを身に付けられるよう、家庭・学校・地域が連携しながら支援していきます。

ボランティア等の地域活動などを通じて、まちの将来を担うリーダーの育成を図ります。

家庭・学校・地域・行政・警察が一体となって、青少年に有害な図書やインターネット情報等を排除する環境浄化活動や、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止などの啓発・教育活動、青少年への声かけや地域でのあいさつ運動の実施など青少年の健全育成活動に努めます。

② 生涯学習の充実

社会環境や住民の生活スタイルの変化等により多様化する学習ニーズに応えるため、地域・学校・行政が一体となった生涯学習体制の確立を目指します。

住民の多様なニーズに即した様々な講座・教室の開設と内容の充実に努めながら、生涯学習に関する情報提供の充実に努めます。

高齢者がタブレット端末やスマートフォンを活用できるよう、ICT関連の入門講座などの充実に努めます。

生涯学習活動団体の主体的な活動の支援を行うとともに、これまでの学習の知識・技能や経験を生かし、生涯学習活動の担い手となる人材の発掘やリーダーの育成を行います。

中央公民館など各種生涯学習施設の適切な管理運営と学習施設の機能の充実に努めながら、住民が自ら行う生涯学習の拠点として学習環境の充実に努めます。

県立図書館などの関係機関と連携を図りながら、利用しやすい環境づくりに努めます。

③ 文化・芸術・スポーツ活動の充実

子供たちが郷土への誇りと愛着を持てるよう、地域と協力し郷土芸能の保護に努めるとともに、地域のイベント等への参加を通じ後継者として育成し、地域文化を伝承していきます。

住民が健康増進と生きがいづくりのために生涯スポーツ活動に取り組むことができるよう、また、障害者スポーツなどの情報発信に努め、誰もが気軽に、スポーツに親しめる環境づくりを推進していきます。

住民が様々なスポーツに取り組めるよう、活動や練習場所の確保などを支援します。

学校体育施設を積極的に開放し、地域に開かれた施設環境を進めます。

スポーツを通じた交流や団体及びリーダー・指導者の育成・支援を進めます。

B&G海洋センターや既存施設を有効活用するため修繕等を計画的に推進し、諸施設の効率的な維持管理に努めます。

④ 文化財の保護・活用

発掘された埋蔵文化財の保護・記録保存や文化財保護のため、県・町指定文化財の保護に努め、文化財の収蔵及び展示施設についての検討を行います。

現存する歴史的資料等の保存・整理を行い、新出文書等の掘りおこしや町内の文化財調査を推進します。

歴史講座の開設やまちのホームページに文化財を掲載するなど、住民が文化財や歴史資料等に触れる機会を提供します。

6 関係法令条文（抜粋）

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 [平成 26 年 6 月 20 日改正]

（大綱の策定等）

第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(2) 教育基本法 [平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号]

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。